

○議案第22号 守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝福祉保健委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、中間所得者層以下の保険料を抑制するため、後期高齢者支援金等賦課限度額と介護納付金賦課限度額を引き上げ、あわせて、低所得者層の負担軽減を図るため、保険料の軽減措置に係る改正を行おうとするものが主な内容であります。

本委員会といたしましては、審査の結果、特段の異論もなく、賛成多数をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、杉本委員におかれましては、軽減措置対象が拡大されたものの、保険料が引き上げられていることから、認められないとの理由で、反対の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。